

熊本県軽費老人ホーム事務費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県健康福祉補助金等交付要項(平成15年6月18日施行。以下「要項」という。)に基づき軽費老人ホーム事務費補助金を交付する場合の申請手続等を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 要項第3条第1項の申請書の提出部数は1部とし、その提出期限は毎年4月10日とする。ただし、知事が必要と認める場合は、別途指定した期日までとする。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、次の各号のとおりとする。

(1) 県補助金所要額調書(別表1-1)

(2) 県補助金所要額内訳書(別表1-2)

ア 軽費老人ホーム支出額内訳(別表1-2(1))

イ 階層別、月別利用人員内訳(別表1-2(2))

ウ 利用料納付額及び事務費基準額内訳(別表1-2(3))

エ 職員の状況(別表1-2(4))

オ 1施設あたり職員平均勤続年数算定表(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合は、別表1-2(5)、特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は、別表1-2(6)及び別表1-2(7))

3 要項第3条第2項第2号の規定に関わらず、収支予算書は、事業者の会計基準に則した収入支出予算書(又は見込書)抄本とする。

4 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、軽費老人ホーム利用料の額を明らかにすることができる利用規程等とする。

(変更申請)

第3条 要項第5条第1項の変更事由は、事務費実支出額又は事務費基準額若しくは事務費本人徴収額の変更による補助対象経費の変更とする。

2 要項第5条第2項の変更申請書の提出部数は、1部とし、事業変更計画書は、次の各号のとおりとする。

(1) 県補助金所要額調書(別表2-1)

(2) 第2条第2項第2号及び第3項に掲げる規定に相当するもの(別表2-2及び収入支出予算書(又は見込書)抄本)

(補助金の交付及び請求)

第4条 補助金の交付は、四半期毎に概算払するものとする。ただし、第4四半期については、原則として、1月分は1月に概算払し、2月分及び3月分の2ヶ月分は3月に概算払するものとする。

2 要項第11条第3項の補助金等概算払請求書の提出部数は、1部とし、その提出期限は、当該概算払期間の最初の月の10日とし、第1四半期については5月10

日、3月については末日とする。ただし、その日が、熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）に規定する休日に当たるときは、その日以降において、その日に最も近い休日以外の日を提出期限とする。

（近況報告等）

第5条 この補助金に係る状況報告等については、次のとおりとする。

- （1）事業を中止し、又は廃止する場合には、別記第1号様式による申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- （2）利用者名簿内訳書（別記第2号様式）を毎月10日までに提出すること。ただし、第4四半期については、概算払請求書に添付すること。
- （3）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- （4）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- （5）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（実績報告）

第6条 要項第9条第1号の事業実績書は、次の各号のとおりとする。

- （1）県補助金精算書（別表3-1）
 - （2）県補助金精算内訳書（別表3-2）
 - ア 軽費老人ホーム支出額内訳（別表3-2（1））
 - イ 階層別、月別利用人員内訳（別表3-2（2））
 - ウ 利用料納付額及び事務費基準額内訳（別表3-2（3））
 - エ 職員の状況（別表3-2（4））
 - オ 1施設あたり職員平均勤続年数算定表（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合は、別表3-2（5）、特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は、別表3-2（6）及び別表3-2（7））
 - （3）利用者名簿（別表3-3）
- 2 要項第9条第2項第2号の規定に関わらず、収支精算書は、事業者の会計基準に則した収入支出決算書（又は見込書）抄本とする。
- 3 要項第9条第4項の実績報告書の提出期限は、3月末日（第5条第1項第1号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から20日以内）とし、提出部数は1部とする。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成14年8月20日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年3月31日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年7月3日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年3月13日から施行し、平成20年6月1日から適用する。
- 2 この要領の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

この要領は、平成24年2月8日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年1月19日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別表1-1(第2条関係)

県 補 助 金 所 要 額 調 査 書

経 主 体	総事業費 A	事務費支出 予定額 B	事務 基準 費額 C	事務費本人 徴収予定額 D	減免予定額 <small>B×HICのいずれか 少ない方の額-D</small> E	県 補 助 基 本 額 F	県 補 助 所 要 額 G		備 考
							円	円	
	円	円	円	円	円	円	円	円	

(注1) 特定施設入居者生活介護指定の有無について、○印で示すこと。
 (注2) C欄は、事務費基準額により算定した額を記入のこと。
 (注3) G欄はF欄の額の千円未満を切り捨てた額とすること。

別表1-2 (第2条関係)

県補助金所要額内訳書

(1) 軽費老人ホーム支出額内訳

軽費老人ホーム・軽費老人ホームA型 (施設名)

区 分	総事業費	左のうち事務費 対 象 経 費	備 考

(注1) 「左のうち事務費対象経費」欄の合計額を別表1-1「県補助金所要額調書」の「事務費支出予定額」欄に記入すること。

(注2) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については「左のうち事務費対象経費」の欄には、指定を受けた場合の配置基準表における人員に係る経費を計上すること。

(注3) 「区分」欄の科目は、適用している会計処理方式に応じて変更して差し支えない。

(2)階層別、月別利用人員内訳
ア 軽費老人ホーム

(施設名)

階層の区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1(夫婦)													
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
計													

(注1) 各月の利用人員は各月初日の実利用人員を記入すること。(ただし、事業開始後3か月を経過した日の属する月の分までは、30日又は当該月の実日数で除した人員によること。)

(注2) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設においては、各欄にその利用対象者数のうち一般入所者数を()書きにより再掲すること。

イ 軽費老人ホームA型

(ア)平成3年7月1日以降入所者分

(施設名)

階層の区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1(夫婦)													
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
計													

(注1) 各月の利用人員は各月初日の実利用人員を記入すること。(ただし、事業開始後3か月を経過した日の属する月の分までは、30日又は当該月の実日数で除した人員によること。)

(注2) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設においては、各欄にその利用対象者数のうち一般入所者数を()書きにより再掲すること。

(イ)平成3年6月30日以前入所者分

階層の区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
A階層													
B階層													
C 階 層	C1												
	C2												
	C3												
	C4												
	C5												
	C6												
	C7												
	C8												
	C9												
	C10												
計													

合計													
(ア)+(イ)													

(注1) 各月の利用人員は各月初日の実利用人員を記入すること。(ただし、事業開始後3か月を経過した日の属する月の分までは、30日又は当該月の実日数で除した人員によること。)

(注2) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設においては、各欄にその利用対象者数のうち一般入所者数を()書きにより再掲すること。

(3) 利用料納付額及び事務費基準額内訳

ア 軽費老人ホーム(一般入所者分・特定施設入居者生活介護対象者分)

定員		事務費 級地区分	
民間 加算率			

(施設名)

階層の区分	単価区分別 利用人員	利用料納付予 定額(事務費 及び生活費)	事務費基準額		事務費本 人徴収 予定額	備 考
			単価区分	金 額		
1(夫婦)						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
計						

- (注) 1 単価区分毎に別々に記入し、「備考」欄に加算・月別等その他の理由を簡明に記入すること。
 2 単価は、ウ単価積算内訳のとおりである。
 3 本表については、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、一般入所者分、特定施設入居者生活介護対象者分をそれぞれ作成すること。

イ 軽費老人ホームA型(一般入所者分・特定施設入居者生活介護対象者分)

定員		事務費 級地区分	
民間 加算率			

(施設名)

(ア)平成3年7月1日以降入所者分

階層の区分	単価区分別 利用人員	利用料納付予 定額(事務費 及び生活費)	事務費基準額		事務費本 人徴収 予定額	備 考
			単価区分	金 額		
1(夫婦)						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
計						

- (注) 1 単価区分毎に別々に記入し、「備考」欄に加算・月別等その他の理由を簡明に記入すること。
 2 単価は、ウ単価積算内訳のとおりである。
 3 本表については、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、一般入所者分、特定施設入居者生活介護対象者分をそれぞれ作成すること。

(イ)平成3年6月30日以前入所者分

階層の区分	単価区分別 利用人員	利用料納付予 定額(事務費 及び生活費)	事務費基準額		事務費本 人徴収 予定額	備 考
			単価区分	金 額		
A階層						
B階層						
C 階 層	C1					
	C2					
	C3					
	C4					
	C5					
	C6					
	C7					
	C8					
	C9					
	C10					
計						

合計 (ア)+(イ)						
---------------	--	--	--	--	--	--

- (注) 1 単価区分毎に別々に記入し、「備考」欄に加算・月別等その他の理由を簡明に記入すること。
- 2 単価は、ウ単価積算内訳のとおりである。
- 3 本表については、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、一般入所者分、特定施設入居者生活介護対象者分をそれぞれ作成すること。

ウ 単価積算内訳

適用月		(月 ~ 月)		(月 ~ 月)	
適用対象入所者		一般入所者	特定施設入居者 生活介護対象者	一般入所者	特定施設入居者 生活介護対象者
サービス提供基本額		円	円	円	円
	入所者処遇特別加算費				
	施設機能強化推進費				
	民間施設給与等改善費				
	その他				
合計					

(注) 必要に応じて表を加えること。

(4) 職員の状況(軽費老人ホーム・軽費老人ホームA型)

(施設名)

(年4月1日現在)

区分	職員数(現員)		
	専任	兼任	計
施設長			
事務員			
生活相談員			
介護職員			
看護職員			
栄養士			
調理員等			
○ ○ ○			
計			

(注)この表については、県費補助対象職員のみを計上すること。

(5) 1施設あたり職員平均勤続年数算定表

軽費老人ホーム・軽費老人ホームA型

施設名				施設所在地			備考
施設の区分	A・B・C・D・E・F・G・H			設定年月日	年 月 日		
年数等 区分 氏名	現に勤務する施設の状況			その他の社会 福祉施設にお ける勤続年数 (c)	1施設あたり 職員総勤続 年数 (b)+(c) (d)	1施設あたり 職員平均勤続 年数 (d) / (a) (e)	
	職員数 (a) 人	職種	勤続年数 (b) 年 月				
				年 月	年 月	年 月	
計							年

- (注) 1 施設の区分は、(e) 欄の結果により決定し、該当する施設の区分に○をつけること。
 2 (b) 欄、(c) 欄、(d) 欄の勤続年数は、年月数まで算出することとし、また、(e) 欄の算定は、6ヶ月以上の端数は1年とし、6ヶ月未満の端数は切り捨て、整数年とすること。
 3 個々の職員の勤続年数の算定は、当該年度における事務費の支弁単価設定の際に行うものとし、各年度4月1日現在により算定すること。(ただし、新たに開所される施設における算定はその開所する日現在において行うこと。
 なお、1ヶ月未満の日数についてはこれを1月とする。(ただし、当該年度4月1日採用者については0月とする。)
 4 (c) 欄の算定に当たって、2以上の施設に勤務した場合は、各々の日数までを合算した後、上記3のなお書きにより算定すること。

(6) 1施設あたり職員平均勤続年数算定表

軽費老人ホーム・軽費老人ホームA型(特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合)

ア 一般入所者分

施設名				施設所在地			備考
施設の区分	A・B・C・D・E・F・G・H			設定年月日	年 月 日		
年数等 区分 氏名	現に勤務する施設の状況			その他の社会 福祉施設にお ける勤続年数	1施設あたり 職員総勤続 年数	1施設あたり 職員平均勤続 年数	
	職員数 (a)	職種	勤続年数 (b)				
	人		年 月	年 月	年 月		
計							年

- (注) 1 この表には、特定施設配置基準における共通職員及び直接処遇職員分を記載すること。
 2 施設の区分は、(e)欄の結果により決定し、該当する施設の区分に○をつけること。
 3 (b)欄、(c)欄、(d)欄の勤続年数は、年月数まで算出することとし、また、(e)欄の算定は、6ヶ月以上の端数は1年とし、6ヶ月未満の端数は切り捨て、整数年とすること。
 4 個々の職員の勤続年数の算定は、当該年度における事務費の支弁単価設定の際に行うものとし、各年度4月1日現在により算定すること。(ただし、新たに開所される施設における算定はその開所する日現在において行うこと。
 なお、1ヶ月未満の日数についてはこれを1月とする。(ただし、当該年度4月1日採用者については0月とする。)
 5 (c)欄の算定に当たって、2以上の施設に勤務した場合は、各々の日数までを合算した後、上記4のなお書きにより算定すること。

(7) 1施設あたり職員平均勤続年数算定表

軽費老人ホーム・軽費老人ホームA型(特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合)

イ 特定施設入居者生活介護対象者分

施設名				施設所在地			備考
施設の区分	A・B・C・D・E・F・G・H			設定年月日	年 月 日		
年数等 区分 氏名	現に勤務する施設の状況			その他の社会 福祉施設にお ける勤続年数 (c)	1施設あたり 職員総勤続 年数 (b) + (c) (d)	1施設あたり 職員平均勤続 年数 (d) / (a) (e)	
	職員数 (a)	職種	勤続年数 (b)				
	人		年 月	年 月	年 月		
計						年	

- (注) 1 この表には、特定施設配置基準における共通職員及び直接処遇職員分を記載すること。
 2 施設の区分は、(e)欄の結果により決定し、該当する施設の区分に○をつけること。
 3 (b)欄、(c)欄、(d)欄の勤続年数は、年月数まで算出することとし、また、(e)欄の算定は、6ヶ月以上の端数は1年とし、6ヶ月未満の端数は切り捨て、整数年とすること。
 4 個々の職員の勤続年数の算定は、当該年度における事務費の支弁単価設定の際に行うものとし、各年度4月1日現在により算定すること。(ただし、新たに開所される施設における算定はその開所する日現在において行うこと。
 なお、1ヶ月未満の日数についてはこれを1月とする。(ただし、当該年度4月1日採用者については0月とする。)
 5 (c)欄の算定に当たって、2以上の施設に勤務した場合は、各々の日数までを合算した後、上記4のなお書きにより算定すること。

県 補 助 金 所 要 額 調 査 書

施設名
 特定施設入居者生活介護指定(有・無)

経 主 体	営 体	総事業費	事務費支出 予 定 額	事 務 基 礎 費 額	事務費本人 徴収予定額	減免予定額 <small>B又はCのいずれか 少ない方の額-D</small>	県 補 助 基 礎 費 額	助 額	県 所 要 額	既 交 付 決 定 済 額	追 加 交 付 申 請 額 (G-H)
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(注1) 特定施設入居者生活介護指定の有無について、○印で示すこと。
 (注2) C欄は、事務費基準額により算定した額を記入のこと。
 (注3) G欄はF欄の額の千円未満を切り捨てた額とする。

別表2-2(第3条関係)

県補助金所要額内訳書

(1) 軽費老人ホーム支出額内訳

軽費老人ホーム・軽費老人ホームA型 (施設名)

区 分	総事業費	左のうち事務費 対 象 経 費	備 考

(注1) 「左のうち事務費対象経費」欄の合計額を別表2-1「県補助金所要額調書」の「事務費支出
予定額」欄に記入すること。

(注2) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については「左のうち事務費対象経費」
の欄には、指定を受けた場合の配置基準表における人員に係る経費を計上すること。

(注3) 「区分」欄の科目は、適用している会計処理方式に応じて変更して差し支えない。

(2)階層別、月別利用人員内訳

ア 軽費老人ホーム

(施設名)

階層の区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1(夫婦)													
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
計													

(注1) 各月の利用人員は各月初日の実利用人員を記入すること。(ただし、事業開始後3か月を経過した日の属する月の分までは、30日又は当該月の実日数で除した人員によること。)

(注2) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設においては、各欄にその利用対象者数のうち一般入所者数を()書きにより再掲すること。

イ 軽費老人ホームA型

(ア)平成3年7月1日以降入所者分

(施設名)

階層の区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1(夫婦)													
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
計													

(注1) 各月の利用人員は各月初日の実利用人員を記入すること。(ただし、事業開始後3か月を経過した日の属する月の分までは、30日又は当該月の実日数で除した人員によること。)

(注2) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設においては、各欄にその利用対象者数のうち一般入所者数を()書きにより再掲すること。

(イ)平成3年6月30日以前入所者分

階層の区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
A階層													
B階層													
C 階 層	C1												
	C2												
	C3												
	C4												
	C5												
	C6												
	C7												
	C8												
	C9												
	C10												
計													

合計													
(ア)+(イ)													

(注1) 各月の利用人員は各月初日の実利用人員を記入すること。(ただし、事業開始後3か月を経過した日の属する月の分までは、30日又は当該月の実日数で除した人員によること。)

(注2) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設においては、各欄にその利用対象者数のうち一般入所者数を()書きにより再掲すること。

(3) 利用料納付額及び事務費基準額内訳

ア 軽費老人ホーム(一般入所者分・特定施設入居者生活介護対象者分)

定員		事務費 級地区分	
民間 加算率			

(施設名)

階層の区分	単価区分別 利用人員	利用料納付予 定額(事務費 及び生活費)	事務費基準額		事務費本 人徴収 予定額	備 考
			単価区分	金 額		
1(夫婦)						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
計						

- (注)
- 1 単価区分毎に別々に記入し、「備考」欄に加算・月別等その他の理由を簡明に記入すること。
 - 2 単価は、ウ単価積算内訳のとおりである。
 - 3 本表については、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、一般入所者分、特定施設入居者生活介護対象者分をそれぞれ作成すること。

イ 軽費老人ホームA型(一般入所者分・特定施設入居者生活介護対象者分)

定員		事務費 級地区分	
民間 加算率			

(施設名)

(ア)平成3年7月1日以降入所者分

階層の区分	単価区分別 利用人員	利用料納付予 定額(事務費 及び生活費)	事務費基準額		事務費本 人徴収 予定額	備 考
			単価区分	金 額		
1(夫婦)						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
計						

- (注)
- 1 単価区分毎に別々に記入し、「備考」欄に加算・月別等その他の理由を簡明に記入すること。
 - 2 単価は、ウ単価積算内訳のとおりである。
 - 3 本表については、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、一般入所者分、特定施設入居者生活介護対象者分をそれぞれ作成すること。

(イ)平成3年6月30日以前入所者分

階層の区分	単価区分別 利用人員	利用料納付予 定額(事務費 及び生活費)	事務費基準額		事務費本 人徴収 予定額	備 考
			単価区分	金 額		
A階層						
B階層						
C 階 層	C1					
	C2					
	C3					
	C4					
	C5					
	C6					
	C7					
	C8					
	C9					
	C10					
計						

合計 (ア)+(イ)						
---------------	--	--	--	--	--	--

- (注) 1 単価区分毎に別々に記入し、「備考」欄に加算・月別等その他の理由を簡明に記入すること。
- 2 単価は、ウ単価積算内訳のとおりである。
- 3 本表については、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、一般入所者分、特定施設入居者生活介護対象者分をそれぞれ作成すること。

ウ 単価積算内訳

適 用 月		(月 ~ 月)		(月 ~ 月)	
適 用 対 象 入 所 者		一般入所者	特定施設入居者 生活介護対象者	一般入所者	特定施設入居者 生活介護対象者
サービス提供基本額		円	円	円	円
	入所者処遇特別加算費				
	施設機能強化推進費				
	民間施設給与等改善費				
	そ の 他				
合 計					

(注) 必要に応じて表を加えること。

(4) 職員の状況(軽費老人ホーム・軽費老人ホームA型)

(施設名)

(年 月 日現在)

区分	職員数(現員)		
	専任	兼任	計
施設長			
事務員			
生活相談員			
介護職員			
看護職員			
栄養士			
調理員等			
○ ○ ○			
計			

(注) この表については、県費補助対象職員のみを計上すること。

(5) 1施設あたり職員平均勤続年数算定表

軽費老人ホーム・軽費老人ホームA型

施設名				施設所在地			備考
施設の区分	A・B・C・D・E・F・G・H			設定年月日	年 月 日		
年数等 区分 氏名	現に勤務する施設の状況			その他の社会 福祉施設にお ける勤続年数 (c)	1施設あたり 職員総勤続 年数 (b) + (c) (d)	1施設あたり 職員平均勤続 年数 (d) / (a) (e)	
	職員数 (a) 人	職種	勤続年数 (b) 年 月				
計						年	

- (注) 1 施設の区分は、(e)欄の結果により決定し、該当する施設の区分に○をつけること。
 2 (b)欄、(c)欄、(d)欄の勤続年数は、年月数まで算出することとし、また、(e)欄の算定は、6ヶ月以上の端数は1年とし、6ヶ月未満の端数は切り捨て、整数年とすること。
 3 個々の職員の勤続年数の算定は、当該年度における事務費の支弁単価設定の際に行うものとし、各年度4月1日現在により算定すること。(ただし、新たに開所される施設における算定はその開所する日現在において行うこと。
 なお、1ヶ月未満の日数についてはこれを1月とする。(ただし、当該年度4月1日採用者については0月とする。)
 4 (c)欄の算定に当たって、2以上の施設に勤務した場合は、各々の日数までを合算した後、上記3のなお書きにより算定すること。

(6) 1施設あたり職員平均勤続年数算定表

軽費老人ホーム・軽費老人ホームA型(特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合)

ア 一般入所者分

施設名				施設所在地			備考
施設の区分	A・B・C・D・E・F・G・H			設定年月日	年 月 日		
年数等 区分 氏名	現に勤務する施設の状況			その他の社会 福祉施設にお ける勤続年数 (c)	1施設あたり 職員総勤続 年数 (b)+(c) (d)	1施設あたり 職員平均勤続 年数 (d) / (a) (e)	
	職員数 (a) 人	職種	勤続年数 (b) 年 月				
				年 月	年 月	年 月	
計						年	

- (注) 1 この表には、特定施設配置基準における共通職員及び直接処遇職員分を記載すること。
 2 施設の区分は、(e)欄の結果により決定し、該当する施設の区分に○をつけること。
 3 (b)欄、(c)欄、(d)欄の勤続年数は、年月数まで算出することとし、また、(e)欄の算定は、6ヶ月以上の端数は1年とし、6ヶ月未満の端数は切り捨て、整数年とすること。
 4 個々の職員の勤続年数の算定は、当該年度における事務費の支弁単価設定の際に行うものとし、各年度4月1日現在により算定すること。(ただし、新たに開所される施設における算定はその開所する日現在において行うこと。
 なお、1ヶ月未満の日数についてはこれを1月とする。(ただし、当該年度4月1日採用者については0月とする。)
 5 (c)欄の算定に当たって、2以上の施設に勤務した場合は、各々の日数までを合算した後、上記4のなお書きにより算定すること。

(7) 1施設あたり職員平均勤続年数算定表

軽費老人ホーム・軽費老人ホームA型(特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合)

イ 特定施設入居者生活介護対象者分

施設名		施設所在地			備考	
施設の区分		A・B・C・D・E・F・G・H			設定年月日 年 月 日	
年数等 区分 氏名	現に勤務する施設の状況			その他の社会 福祉施設にお ける勤続年数 (c)	1施設あたり 職員総勤続 年数 (b)+(c) (d)	1施設あたり 職員平均勤続 年数 (d)/(a) (e)
	職員数 (a)	職種	勤続年数 (b)			
	人		年 月	年 月	年 月	
計						年

- (注) 1 この表には、特定施設配置基準における共通職員及び直接処遇職員分を記載すること。
 2 施設の区分は、(e)欄の結果により決定し、該当する施設の区分に○をつけること。
 3 (b)欄、(c)欄、(d)欄の勤続年数は、年月数まで算出することとし、また、(e)欄の算定は、6ヶ月以上の端数は1年とし、6ヶ月未満の端数は切り捨て、整数年とすること。
 4 個々の職員の勤続年数の算定は、当該年度における事務費の支弁単価設定の際に行うものとし、各年度4月1日現在により算定すること。(ただし、新たに開所される施設における算定はその開所する日現在において行うこと。
 なお、1ヶ月未満の日数についてはこれを1月とする。(ただし、当該年度4月1日採用者については0月とする。)
 5 (c)欄の算定に当たって、2以上の施設に勤務した場合は、各々の日数までを合算した後、上記4のなお書きにより算定すること。

